

一般廃棄物収集運搬業許可証

複写厳禁

住所 愛知県刈谷市大正町六丁目203番地
(所在地)
氏名 ヒラテ産業有限会社
(名称及び代表者氏名) 代表取締役 平手 藤章 様

令和 2年 2月 3日付で申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき次のとおり許可します。

令和 2年 3月30日

名古屋市長 河村 たかし



- 許可番号 20-1-51
- 許可期間 令和 2年 4月 1日から
令和 4年 3月31日まで
- 事業の範囲（収集及び運搬の別並びに取扱廃棄物の種類）
ごみの収集運搬
ただし、食品循環資源を除く業務の区域は以下の3事業所に限る。
UD リテール株式会社 MEGA ドン・キホーテ UNY 東海通店
ユニー株式会社 アピタ緑店
ユニー株式会社 ヒルズウォーク徳重ガーデンズ
以下余白
- 許可の条件
市長の定める事項を遵守すること。
以下余白
- 許可の更新及び変更の状況
令和 2年 4月 1日 更新
以下余白

再交付・書換え交付
(理由及び年月日)

- 備考 1 この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、この許可があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。